

立川市いじめ防止基本方針（第三次改訂）について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 2 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯田 芳男

理由

立川市いじめ防止基本方針を第三次改訂するため。

令和 8 年 9 月 2 日
第 17 回教育委員会定例会資料
教 育 部 指 導 課

立川市いじめ防止基本方針（第三次改訂）

令和 8 年 9 月

立川市教育委員会

I 基本方針の策定

いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、侵害するものであり、次代を担う子どもたちが、人権の主体者として尊重され、その成長が保障される環境をつくることが、全ての者に求められている責務である。

一方、子どもたち自身も、自分を大切にし、他者を思いやり、良好な関係を築くとともに、いじめを絶対に許さないという勇気をもって明るい学校生活づくりに努めることが重要である。

立川市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的として、市、学校、保護者、市民及び事業者等が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）や東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号。以下「都条例」という。）及び平成 26 年 5 月 30 日に制定された立川市子どものいじめ防止条例（以下「市条例」という。）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）及び重大事態への対処のための基本的な方針を定めたもので、平成 26 年 6 月 26 日に策定した。

II 基本方針改訂の意義

「生徒指導提要（文部科学省 令和 4 年 12 月改訂）（以下、提要）」が改訂され、法第 1 条が目指す、

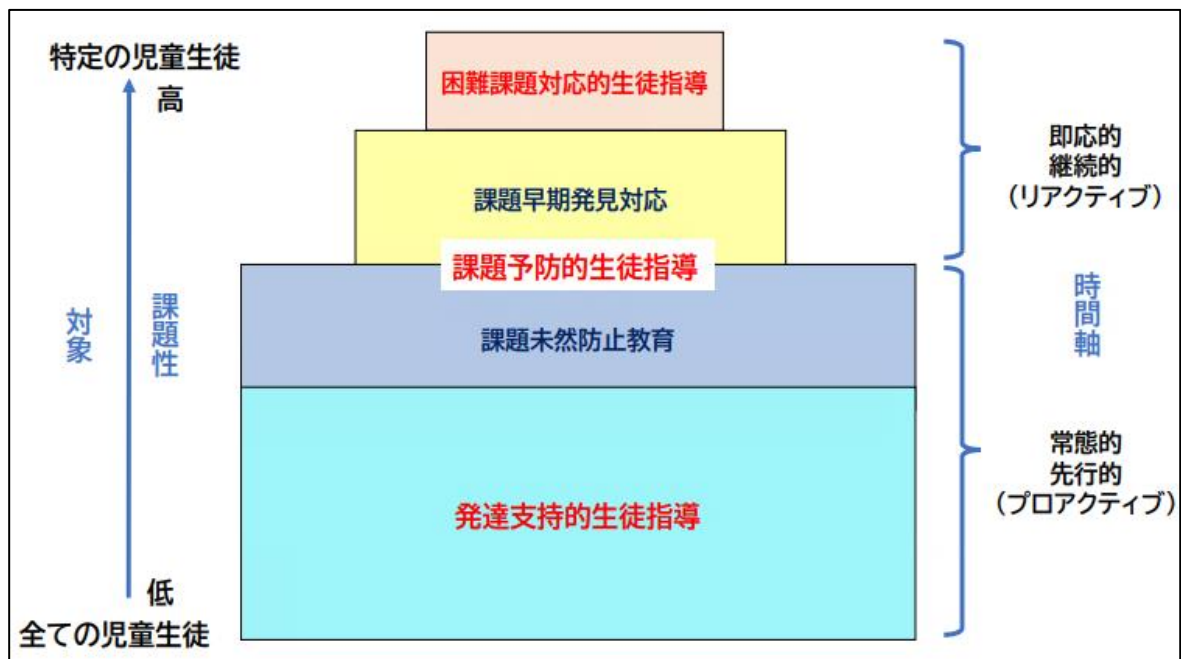
- ・社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと
- ・重大事態への対処（背景調査を含む）において公平性・中立性を確保すること

と、そのことを踏まえて各学校に義務付けられた、

- ①いじめ防止のための基本方針の策定と見直し
- ②いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ③未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

が再確認された。

また、提要では、生徒指導とは「児童・生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。」と定義され、道徳科を要とした道徳教育との相互関係をはじめ、教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせないものとされている。加えて、いじめとは、その教育活動において「相手の人間性とその尊厳をふみにじる『人権侵害行為』であることをあらためて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指す」という決意が表明されている。さらに、提要で示されている、生徒指導の時間軸、課題性及び対象となる児童生徒の範囲を整理した「2軸3類4層構造」（次頁参照）の類別を意識し、生徒指導をより構造的に実施することが求められている。



※「生徒指導提要」（令和４年１２月改定）デジタルテキスト p. 19 から引用

加えて、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和６年８月改訂版）」の改訂や「いじめ総合対策【第３次】（東京都教育委員会 令和７年６月）」の策定、市条例の一部改正（令和８年７月 ※改正とともに「立川市子どもをいじめから守る条例」に改称）を機に、立川市教育委員会では、いじめから子どもの命を守り、子どもの人権を守るため、立川市いじめ防止対策審議会における審議を経て、基本方針を再度改訂する。

Ⅲ いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、法第２条に基づき、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

Ⅳ いじめの禁止

法第４条にあるとおり、子どもはいじめを行ってはならない。

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に長く深い傷を残すものである。

また、いじめが発生しているときは、「加害の子ども」、「被害を受けている子ども」、「観衆」、そして「傍観者」といった四つの立場が存在し得ることを想定し、いじめをはやしたてる「観衆」や、いじめを見て見ぬふりをする「傍観者」の立場の子どもにも適切に指導するとともに、いじめを食い止めようとする「相談者」や「仲裁者」を育てていく視点が大切である。

V いじめの問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こり得るという認識の下、市、市教育委員会及び市立学校は、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。

とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として保護者、地域及び関係機関と連携して取り組むことが必要である。

1 いじめを生まない、許さない学校づくり

《いじめに関する子どもの理解を深める》

子どもがいじめについて深く考え理解するための取組として、道徳の授業、児童会・生徒会等による主体的な取組への支援などを通じて、子どもがいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。

2 子どもをいじめから守り通し、子どものいじめ解決に向けた行動を促す。

《いじめられた子どもを守る》

いじめられた子どもからの情報やいじめの徴候を確実に受け止め、いじめられた子どもが安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた子どもを組織的に守り通す取組を徹底する。

《子どもの取組を支える》

学校は、周囲の子どもがいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる。」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教員、保護者等に伝えた子どもを守り通すとともに、周囲の子どもの発信を促すための子どもによる主体的な取組を支援する。

3 教員の指導力の向上と組織的対応

《学校一丸となって取り組む》

いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。

また、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により解決を図る。

4 保護者・地域・関係機関と連携した取組

《社会総がかりで取り組む》

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域、関係機関と連携し、社会総がかりでいじめ問題解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する子どもがいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等を通して、規範意識を養う指導などに努めるとともに、子どもをいじめから保護する。

また、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努める。

VI 学校における取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、市条例第 10 条第 2 項及び本方針を参酌し、学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を策定する。策定にあたっては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（平成 29 年 3 月 14 日改定）」も参考にするものとする。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためのマニュアルを定めるなど、学校としての組織的、計画的な取組を示すとともに、東京都「ふれあい月間」における学校シートや教員シートの活用や学校評価、いじめ重大事態チェックリスト等の活用により、学校いじめ防止基本方針について常に見直しを図っていくものとする。

2 組織等の設置

- (1) 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織を置く（学校いじめ対策委員会）。組織の構成員は、校長を責任者とし、生活指導主任、校長が指名した各学年の教員及びその他関係者を構成員とし、定期的に会議を開催するものとする。
- (2) 重大事態が発生した場合には、市教育委員会又は市立学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織（重大事態調査委員会）を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

3 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、「いじめ総合対策【第 3 次】」（東京都教育委員会 令和 7 年 6 月）で示される「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」及び「重大事態への対処」の四つの段階に応じて、市や市教育委員会と連携を図りながら、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。

また、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置付け、市教育委員会と連携して評価・改善する。

(1) 未然防止

- ① 「魅力ある授業の実現」や「子どもと教職員の信頼関係の構築」など、子どもが安心して生活できる学級・学校風土を創出する。
- ② 「コミュニケーションを図りやすい職場環境づくり」や「『いじめに関する研修』の実施」など、教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図る。
- ③ 「『いじめに関する授業』の実施」や「SOS の出し方に関する教育の推進」など、いじめを許さない指導を充実させる。
- ④ 「互いに認め合う態度を育む取組」や「児童会・生徒会活動による取組」など、子どもが主体的に行動しようとする意識や態度を育成する。
- ⑤ 「保護者、地域住民、関係機関等に対する『学校いじめ防止基本方針』の理解促進と協力依頼」や「『学校サポートチーム』会議の定期開催」など、保護者、地域住民、関係機関等との共通理解の形成を図る。

など

(2) 早期発見

- ① 「教職員の『いじめ』の定義に対する共通理解の促進」や「『学校いじめ対策委員会』によるいじめの認知の徹底」など、「いじめ」の定義の正しい理解に基づいて確実に認知する。
- ② 「学級担任等による日常的な子どもへの声掛けと様子の観察」や「学級担任等による定期的な個人面談」など、子どもの様子から初期段階のいじめを素早く察知する。
- ③ 「一人ひとりの教職員の気付きを『学校いじめ対策委員会』につなげる仕組みの構築」や「子どもに関する情報の引継ぎ、共有の徹底」など、全ての教職員で子どもの状況把握に努める。
- ④ 「定期的な『いじめを把握するためのアンケート』の実施、分析、保存」や「スクールカウンセラーによる全員面接等の実施」など、子どもからの訴えを確実に受け止める体制を構築する。
- ⑤ 「地域住民（民生・児童委員、自治会役員等）からの情報提供や通報」や「警察、児童相談所等の関係機関からの情報提供」など、保護者、地域住民、関係機関等から情報を収集したり、通報を受けたりする。

など

(3) 早期対応

- ① 「校長による対応方針の決定」や「対応記録のファイリング」など、「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底を図る。
- ② 「一時的に不快を感じる場合」や「継続的な不快や不安を感じる場合」など、被害の子どもが感じる心身の苦痛の程度に応じた対応を徹底する。
- ③ 「衝動的に行った暴力を伴わない言動への指導」や「故意で行った暴力を伴う言動への指導」など、加害の子どもの行為の重大性の程度に応じた指導を徹底する。
- ④ 「被害の子どもの安全確保と不安解消」や「インターネット通じて行われるいじめへの対応」など、重大事態にならないようするための対応を心掛ける。
- ⑤ 「重大性、緊急性に応じたいじめ認知時の報告」や「重大性、緊急性に応じた教育委員会からの支援」など、学校から市や市教育委員会への報告及び市や市教育委員会から学校への支援を実施する。

など

(4) 重大事態への対処

- ① 「教職員による『重大事態』の定義の確実な理解」や「市教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生時の判断」など、重大事態発生について適切に判断できるようにする。
- ② 「学校の組織的対応による安全確保と不安解消のための支援」や「外部人材や関係機関等と連携した支援」など、被害の子どもの安全を確保し、不安解消のための支援を講じる。
- ③ 「いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導」や「別室での学習の実施」など、

加害の子どもの更生に向けた指導及び支援を行う。

- ④ 「保護者・PTAの協力体制による問題解決」や『学校サポートチーム』を核とした地域全体による問題解決」など、他の保護者、地域住民、関係機関等との連携により問題を解決する。
- ⑤ 「被害の子どもの保護者に対する調査結果に関する情報提供」や「市長による再調査への協力」など、いじめ防止対策推進法に基づく調査を実施し、結果を報告する。
など

VII 市における取組

1 立川市いじめ防止対策審議会の設置（市条例第 11 条）

市教育委員会は、市条例に定めるところにより、市教育委員会の附属機関として、心理や福祉の専門家、学識経験者、弁護士等の専門的な知識及び経験を有する者から構成される、「立川市いじめ防止対策審議会」を置く。

主な所管事項は以下のとおりである。

- ・市立学校におけるいじめ防止等に関する実態把握、市の施策及び取組についての検証
- ・市立学校において重大事態が発生した場合における、事実関係を明確にするための調査、再発防止策の検討

2 立川市いじめ問題調査委員会の設置（市条例第 12 条）

市は、立川市いじめ防止対策審議会が行った重大事態（※）に関する調査に対して、再調査又は同種の事態の発生を防止を図るなど、市条例の定めるところにより、市長の附属機関として、「立川市いじめ問題調査委員会」を置くことができる。

3 「いじめ監察課」の設置

市は、「いじめ監察課」を設置し、市立学校のいじめ対策を強化するための取組を充実させる。

（※）重大事態（法 第 28 条）

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、迅速に調査に着手することが必要である。）

※（ ）内は、「いじめの防止等のための基本的な方針」から補足

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

（1）相談体制の整備

来所、電話、メールなど多様な相談窓口を確保し、いじめに関する通報及び相談を受けける体制を整備するとともに、定期的に子ども、その保護者等に周知する。

- ・教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談や子ども家庭センター、いじめ監察課への通報及び相談
- ・「いじめの悩み相談レター」や「いじめを把握するためのアンケート」による通報及び相談

(2) 関係機関等と連携した取組の推進

東京都、警察、その他の関係機関などと連携し、取組を推進する。

- ・東京都が実施する「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせた、年間3回の「いじめ解消・暴力根絶旬間」の設定
- ・警察署担当課等に対する生活指導主任会への参加要請や、「スクールサポーター」による学校への訪問や指導・助言等の依頼
- ・「学校サポートチーム」の機能を意識した支援体制の構築

(3) 教職員の資質能力の向上、学校の対応力の確保

教職員の研修の充実や、「学校支援員」等の確保について必要な措置を講じる。

- ・教職員を対象とした、いじめ防止等に関する研修会の実施
- ・教室等での子どもの支援を行う「学校支援員」、「家庭と子供の支援員」及び、小学校低学年に配置される「エデュケーション・アシスタント」等の確保及び配置
- ・学校が法律に関する相談ができる「スクールロイヤー」への相談体制の構築

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、子どもに対する情報モラル教育の充実及び子どもやその保護者に対する啓発活動を行う。

- ・情報活用能力を育成するための各種コンテンツや、インターネット利用上のトラブル等を扱う「セーフティ教室」等を活用するなど、情報スキルと情報モラルの両面の育成
- ・生活指導主任会等での、インターネット利用上のトラブル事案の対応等に関する共有及び協議

(5) 啓発活動

いじめの防止等のための広報その他の啓発活動を推進する。

- ・「学校いじめ防止基本方針」に関する保護者への周知及び啓発
- ・「いじめの悩み相談レター」の取組に関する保護者への周知及び啓発

(6) いじめの防止等のための調査研究の実施

いじめの防止等のための調査研究、検証などを行い、その成果を普及する。

- ・「いじめ解消・暴力根絶旬間」における、市全体のいじめの認知件数等の結果分析及び市全体の課題や好事例等の報告及び紹介
- ・立川市いじめ防止対策審議会による、いじめの防止等に関する取組に対する検討及び協議

VIII その他

1 自己指導能力の育成

子どもがいじめについて深く考え理解できるようにするために、特別の教科 道徳をはじめ、学級活動や児童会・生徒会活動等における主体的な取組を通して、「いじめは絶対に許されない」ということを子どもが自覚し、行動できるなど、自己指導能力の育成を図る。

また、学級経営の充実を図り、主体的に学ぶ集団づくりを進めるとともに、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在にも注意を払い、勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにする。

2 いじめの解消の判断

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの加害の子ども及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校又は第三者同席の上で、被害を受けた子ども及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害の子どもからの心からの謝罪を引き出すことが肝要である。

なお、「いじめが解消している状態」とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があり、解消の判断は校長が行う。

- ・いじめに係る行為が、少なくとも三か月以上止んでいる。
- ・いじめの被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない。

また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害を受けた子どもを徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで、被害を受けた子どもへの支援を継続するため、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

3 家庭・地域との協力・連携

子どもの健やかな成長を図る上で、家庭と地域、学校の連携が重要である。家庭と地域、学校の連絡、相談を密にし、協力していじめ防止等に取り組むことが大切である。

4 個人情報の保護

いじめ問題への対応に当たっては、市条例第 23 条の規定により、いじめに関する通報及び相談、いじめへの対応等に関係した市、学校、保護者、市民及び事業者等の関係者は守秘義務を負い、当該事案について知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期さなければならない。

IX 出典

- ・「生徒指導提要」（文部科学省 令和 4 年 12 月改訂）
- ・「いじめ総合対策【第 3 次】」（東京都教育委員会 令和 7 年 6 月）
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 11 月 10 日文部科学大臣決定 平成 29 年 3 月 14 日改定）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和 6 年 8 月改訂版）